

平成27年8月31日

各位

会社名 株式会社 オプトロム
代表者名 代表取締役社長 竹下 俊弘
(コード番号: 7824 名証セントレックス)
問合せ先 経営企画室長 安坂 健太郎
(電話番号 03 - 5510 - 7708)

名古屋証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関する お知らせ

当社は、本日、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」という。）より、平成27年8月31日をもって当社株式を整理銘柄に指定し、平成27年10月1日付けで上場廃止となる旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせをいたします。

このような決定を受ける事態となりましたことを、株主様を始めとする関係各位の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定

(1) 銘柄 株式会社オプトロム

(コード: 7824 市場区分: セントレックス)

(2) 整理銘柄指定期間 平成27年8月31日(月) から平成27年9月30日(水) まで

(3) 売買最終日 平成27年9月30日(水)

(4) 上場廃止日 平成27年10月1日(木)

(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがある。

(5) 上場廃止理由 株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号で準用する同基準第2条第1項第12号(上場契約違反等)に該当するため。

名古屋証券取引所の上場廃止決定及び整理銘柄指定の理由は下記のとおりです。

記

株式会社オプトロム（以下、「同社」といいます。）は、平成26年2月27日に開示した「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」（以下、これによる第三者割当を「平成26年第三者割当」といいます。）において、

第三者割当の割当予定先に係る反社会的勢力等に関する信用調査会社の調査結果（以下、「反社チェック結果」といいます。）に、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報はない旨を公表しました。また、同社は、当取引所が公表前に行った同社への照会に対しても、同様に当該情報がないと報告していました。

しかしながら、同社が平成 27 年 3 月 9 日に開示した「第三者割当による新株式発行、第 7 回新株予約権の発行及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約の締結並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下、これによる第三者割当を「平成 27 年第三者割当」といいます。）に係る当取引所との事前相談の過程にあった同年 2 月に、平成 26 年第三者割当における実際の反社チェック結果には、当時の公表とは異なり、割当予定先の企業グループの実質経営者等に係る反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報が記載されていたこと、及び、同社が当取引所の照会に対し当該情報を報告していなかったことが判明しました。

この状況を受け、当取引所は、新たな第三者割当の決議前にそれ以前の第三者割当の訂正がなされるべきと判断し、同社に対し、平成 27 年第三者割当の決議までに平成 26 年第三者割当の正確な経緯を当取引所へ報告すること及び開示資料の訂正を行うことを要請しました。同社は、平成 27 年第三者割当の払込みを平成 27 年 3 月中に完了しなければ 2 期連続で債務超過となり上場廃止基準に該当するおそれがあった状況の中で、同年 3 月 9 日、当取引所に経緯報告書を提出し、平成 26 年第三者割当に係る開示資料を訂正すると同時に平成 27 年第三者割当を決議しました。この経緯報告書及び訂正した開示資料には、平成 26 年第三者割当に際し、反社チェック結果に反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報が記載されていた実質経営者が割当予定先の企業グループとは既に関係がなくなっていること等を明らかにするため、同社は、関係者へのヒアリングや他の信用調査会社による調査等の検証を行い、割当予定先が適切であると判断し、実際の反社チェック結果及びその判断過程を当取引所に報告せず、平成 26 年第三者割当の開示資料に記載しなかった旨が記載されていました。

当取引所は、同社の開示内容から、同社が会社情報に係る照会事項の当取引所への正確な報告義務及び会社情報の適時開示について重大な違反を行ったおそれがあり、同年 3 月 9 日に提出された経緯報告書及び訂正の内容の真偽等を確認する必要があると判断し、同日、同社株式を監理銘柄（審査中）に指定しました。

その後、同年 6 月 30 日及び 7 月 30 日に同社が公表した第三者委員会の調査報告書及びその公表後に同社から再提出された経緯報告書等によれば、同社の元代表取締役及び元取締役らは、反社チェック結果において反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報が記載されていた者が、反社チェック結果を受け取った当時、依然として反社チェック結果の内容どおり割当予定先企業グループの実質的な経営者であると認識していたこと、平成 27 年 3 月 9 日の経緯報告書及び平成 26 年第三者割当の訂正開示資料において割当予定先の適切性を判断するために検証を実施したとしていた記載に反して実際には検証を行っておらず、同社が再び虚偽の報告及び開示をしたことが判明しました。同社はこれらの判明した事実について平成 27 年 8 月 28 日に再度の訂正を行いました。

また、同社は、第三者委員会の調査報告書を受け、平成 25 年 12 月以降に開示した同社の適時開示資料を見直し、平成 27 年 8 月 5 日及び 28 日に合計 52 件もの過去の適時開示資料の訂正を行いました。これにより、同社が平成 26 年 8 月 14 日に改善報告書を提出した後も含め、長期間かつ多くの会社情報について、当取引所の照会に対する不正確な報告及び不適切な開示を行っていた状況にあったことも判明しております。

当取引所では、企業行動規範及び上場廃止基準で、上場会社の反社会的勢力等との関与の禁止等を定めており、第三者割当を行う際には、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力等との関与がないことの確認書を上場会社が当取引所に提出することを義務付けております。平成 26 年第三者割当に際して同社が当取引所に隠蔽した反社チェック結果の内容は、当取引所としてそのままでは第三者割当の実施を到底容認できるものではなく、同社がその内容の真偽につき十分な検証を行うことがその実施の前提となるものでした。

同社は、平成 26 年第三者割当において、このような重要な情報について隠蔽並びに虚偽の報告及

び開示を行い、また、その隠蔽が半明した後にも、平成 27 年第三者割当の実施に際し更なる虚偽の報告及び開示を行っており、これらの行為は会社情報に係る照会事項の当取引所への正確な報告義務及び会社情報の適時開示を定めた当取引所の規則に違反するものと認められます。

同社のこの一連の行為は、当時の同社の代表取締役の黙認又は放置のもと、経営の中核であった取締役らの主導により行われた極めて悪質なもので、適時開示制度の理念を蔑ろにし、投資者の当取引所市場に対する信頼を著しく毀損するものであり、同社が上場契約について重大な違反を行った場合に該当すると認められ、当取引所は同社株式の上場を廃止するのが適当であるとの結論に至りました。

以上

2. 今後の見通し

当社株式は、平成 27 年 8 月 31 日（月）から平成 27 年 9 月 30 日（水）までの期間、整理銘柄に指定され、平成 27 年 10 月 1 日（木）に上場廃止となる予定です。

このような事態に至りましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

以上